

事 務 連 絡
令和6年12月13日

建設業団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
中小企業庁経営支援部生産性向上支援室

建設業者における ICT の導入・活用に向けた施策について

本年6月に成立・公布された第三次・担い手3法において、建設業の将来にわたる担い手を確保するため、労働者の処遇改善、働き方改革、生産性向上のための新たな制度等が盛り込まれました。本日、その一部の規定が施行されております。働き方改革、生産性向上を進めるためには、ICTを活用した効率的な現場管理等が非常に有用な方策であるところ、今般、建設業におけるICT導入支援ツールについてお知らせいたします。それらの施策を十分理解し、ICTを活用した生産性向上の取組が速やかに実施されるよう、会員企業に対して、周知方お願いいたします。

1. ICT 指針* **(別紙1)** について

令和6年6月に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、特定建設業者及び公共工事の受注者について、効率的な現場管理のためのICT活用の努力義務及び下請業者のICT活用に係る指導の努力義務が規定されたほか、国においてはその適切かつ有効な実施を図るための指針の公表が義務付けられており、本日指針を公表いたしました。

*情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針

2. ICT 指針に関する事例集 **(別紙2)** について

1. の指針において、工事施工におけるICT活用について記載していますが、ICT活用に係る具体的事例・先進的な取組を事例集としてとりまとめ、本日公表いたしました。本事例集も参考に、建設業のICT活用の推進に取り組まれることを期待しております。

3. 中小企業省力化投資補助金 **(別紙3)** について

中小企業庁所管の中小企業省力化投資補助金について、建設業において活用可能な4製品（GNSS 測量機、3D レーザースキャナ、清掃ロボット、マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル）が補助対象として、本年12月より新たにカタログに追加登録されました。建設業者が実際に補助を活用するためには、登録されたカテゴリについて、メーカー等において別途「製品登録」等が必要となります。一層の活用に向けて、メーカー等を含む関係者への幅広い周知へのご協力をお願いいたします。

※別紙1～3は赤囲み部をクリックしてご覧ください

